# 一般社団法人マリノフォーラム21定款

平成24年4月1日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人マリノフォーラム 21 (Marino-Forum21。略称 MF21 という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、民間の技術開発力及び地方公共団体等の水産業振興に対する意欲を結 集して、つくり育てる漁業等の技術の開発・普及等を行うとともに、海外水産業関連 協力の推進等によって海外水産業の健全な発展に資することにより我が国水産業の発 展と水産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) つくり育てる漁業等についての技術開発及び普及
  - (2) つくり育てる漁業等を中心とする水産業振興のための調査研究
  - (3) プロジェクト創出等の海外水産業関連協力に関する調査研究、関係コンサルティング企業及び団体に対する指導及び助言並びに技術者の研修
  - (4) 前各号に関する情報の収集及び提供
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に正会員及び賛助会員をおく。

2 本会の目的に賛同し、次に掲げる法人は正会員になることができる。

(1) 第1号会員

つくり育てる漁業等に関する技術開発に対し意欲のある法人

(2) 第2号会員

水産業開発に対し意欲のある地方公共団体、水産業協同組合若しくは同組合員資格を有する法人、大学その他理事会で認める法人

(3) 第3号会員

海外水産業協力に対し意欲があり、かつ海外コンサルタント業務の実施経験を有する法人

(4) 第4号会員

海外水産業協力に係る業務に対し意欲のある法人

- 3 本会の目的に賛同し、後援する個人または団体は賛助会員になることができる。
- 4 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、 その承認を受けるものとする。

### (経費の負担)

- 第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員 は、総会において定める会費を支払わなければならない。
- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

#### (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員 を除名することができる。この場合には、本会はその総会の日の2週間前までにその 旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。
  - (1) 本会の定款又は総会の決議に違反する行為をしたとき。
  - (2) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、そ の資格を喪失する。
  - (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2)総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

### 第4章 総会

### (構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度終了後 3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

#### (招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理 事が招集する。
- 2 すべての正会員の5分の1以上の正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、代表理事は総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要 事項を記載した書面をもって通知する。

#### (議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

#### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

## (決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多

数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すると定められ た事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上 回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達す るまでの者を選任することとする。

### (議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

### (書面による議決権の行使)

- 第19条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面を総会の 日の前日までに本会に提出して行う。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の 数に算入する。

#### (議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名が、 記名押印しなければならない。

### 第5章 役員等

### (役員の定数及び選任)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 15人以上20人以内
  - (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事は、総会において正会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任 する。ただし、総会で必要と認めたときは、理事3人以内を正会員の代表者としてそ の権利を行使する者以外の者から選任することができる。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のうち、同一の親族(配偶者、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にあ

- る者)、特定企業の関係者、国家公務員出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数 の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、本会の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。
- 7 理事のうちから会長1名、代表理事副会長1名、副会長2名以内を理事会で選定する。
- 8 前項の会長及び代表理事副会長1名をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところに従い、職務を 執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところに従い、本会を代表し、その業務を 執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況 を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

### (翻)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬規程に従って支給することができる。

### 第6章 理事会

(構成)

- 第27条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事の選定及び解職
  - (4)総会に附議すべき事項及び総会の招集の決定
  - (5) 規程の制定又は改廃

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったもの とみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、

代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4)正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を5年間備え置きするとともに、次の書類を主たる事 務所に備え置きするものとする。
  - (1) 定款
  - (2) 監査報告
  - (3)役員名簿
  - (4)正会員名簿
  - (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

### 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (剰余金の分配)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

第40条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に 贈与するものとする。

### 第9章 事務局等

(事務局及び職員)

- 第41条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12 1条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。

井貫 晴介

石本 惠生

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に おいて読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、 一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登 記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を一般社団法人 の事業年度の開始日とする。

附則

この定款の変更は、平成24年11月26日から施行する。